安全で安心な交通社会の実現へ

高齢運転者の交通事故を防ぎましょう

現在、県内における交通事故が増加傾向にあり、高齢者の運転に起因する事故が高い割合を占めている状況です。
加齢や病気などによる身体機能の低下は、重大な交通事故を引き起こす要因になります。家庭や地域で高齢運転者を見守り、運転免許証の自主返納を検討するなど、安全で安心な交通社会の実現に向けて取り組みましょう。
詳しくは、本市民協働推進課(TEL㉒2463)へ。

安全運転相談ダイヤルに相談しましょう

加齢に伴う視野障害や筋力の衰えなど、身体機能の低下は運転操作のミスへとつながり、重大な交通事故を引き起こす可能性が高まります。

加齢や病気などにより運転することに不安を感じた際は、安全運転相談ダイヤルに相談してください。

電話番号 ＃8080
※通話料は利用者の負担となります
※発信場所を管轄する都道府県警察の安全運転相談窓口につながります
受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
相談内容 ▽加齢による身体機能の低下により、運転に不安を感じている
▽記憶力や判断力の低下により、運転免許の返納を考えている
▽病気や身体障害などにより、運転免許の取得を悩んでいる
※当事者だけではなく、家族などからの相談も受け付けています
問合せ先 県警察本部総合交通センター(TEL027(253)9300)

運転免許証の返納を検討しませんか

自動車の運転に関して「若い頃とちょっと違う」、「おかしいな」と感じたら運転免許証返納の時期です。安全運転相談ダイヤルに相談の上、免許証の自主返納について検討しましょう。

高齢者運転免許証自主返納支援事業

支援内容 市内において使用できるバスまたはタクシーの利用券を交付します
※いずれも利用額は5000円分程度
対象 市に住民登録がある満65歳以上の人で、有効な自動車運転免許証を自主返納(全部取り消し)した人
申請方法 免許証の自主返納と併せて渋川警察署交通課窓口で手続きをしてください
問合せ先 本市民協働推進課(TEL㉒2463)

安全運転管理者による運転前後のアルコールチェックが義務化されます

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所など)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として、安全運転管理者の選任を行わなければなりません。

令和4年4月から改正道路交通法施行規則が順次施行されることに伴い、安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されます。

安全運転管理者に義務付けられる業務は次のとおりです。

〈令和4年4月1日以降〉
▽運転前後の運転者の状態を目視などで確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
▽酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

〈令和4年10月1日以降〉
▽運転者の酒気帯びの有無をアルコール検知器を用いて行うこと
▽アルコール検知器を常時有効に保持すること

問合せ先 本市民協働推進課(TEL㉒2463)または渋川警察署交通課(TEL㉓0110)、県警察本部交通企画課(TEL027(243)0110)

交通事故ゼロを目指し市交通指導員年頭式を実施

1月10日に市役所本庁舎で、市交通指導員の年頭式が行われました。交通指導員は、児童生徒の登校時等における誘導や、地域行事等における交通整理などで活躍しています。

年頭式には、交通指導員52人が参加し、市長等から服装や装備品などの点検を受け、交通事故のない、安全で安心なまちの実現に向けて、士気の高揚を図りました。